１３　業務管理体制の整備に関する届出について

介護保険法（以下「法」といいます。）により介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。介護サービス事業者が整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じて段階的に異なります。また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に提出しなければなりません。（法第 115 条の 32）。事業所の新規指定や廃止等により、 届出先が変更となった場合には、 **変更前と変更後の双方の行政機関**に届出をする必要があります。例えば、本市以外の県内の市町村において初めて居宅サービスの指定を受けた場合には、届出先は石川県となりますが、変更前である本市にも届出書の提出が必要となります。

○業務管理体制の整備に係る届出事務の電子申請化について

令和５年３月 28 日より、行政手続きの簡素化及び効率化の推進の観点から、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」（以下、「届出システム」といいます。）が構築され、**電子申請等による届出が可能となりました。**

届出システムの利用にあたっては、事業者ごとに ID やパスワードの取得が必要になります。「初期設定方法等について」に記載の手順に沿って手続きを行うとともに、必要に応じて、（※１）「参考（介護サービス事業者の業務管理体制整備と届出）」及び（※２）「別添２（業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版））」を確認いただいて、対応をお願いします。なお、**届出システムの運用開始後についても従来どおり、郵送等による届出は可能です。**

事業者（法人）番号について、令和５年４月１日時点で既に業務管理体制の整備に関する事項を届け出ている事業者については、**事業者宛に送付しています。**

（※１）「参考」は、本市ホームページに掲載しています。

金沢の介護保険 ＞ 事業者向け情報＞ 業務管理体制の整備に関する届出

URL： https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/8775.html

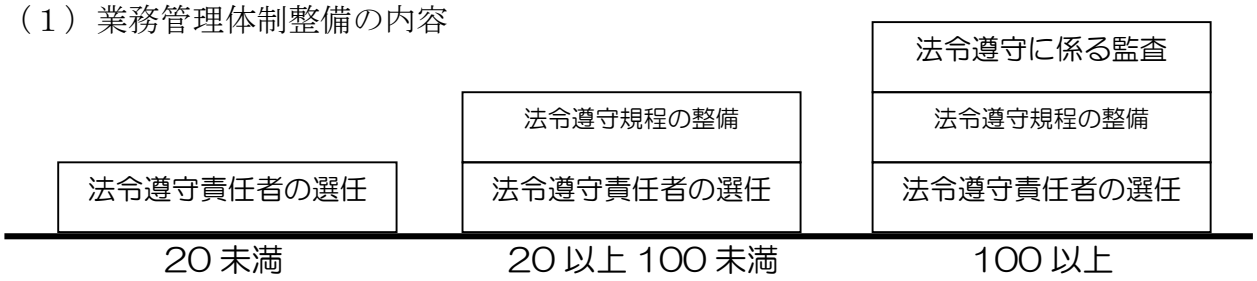
（※２）「別添２」は、以下よりダウンロードし閲覧が可能です。

「業務管理体制の整備に関する届出システム」

URL：https://www.kaigo-gk.mhlw.go.jp/laicomea/cmns011/cmns0111/init.do

1　事業者が行う業務管理体制の整備

（１）業務管理体制整備の内容

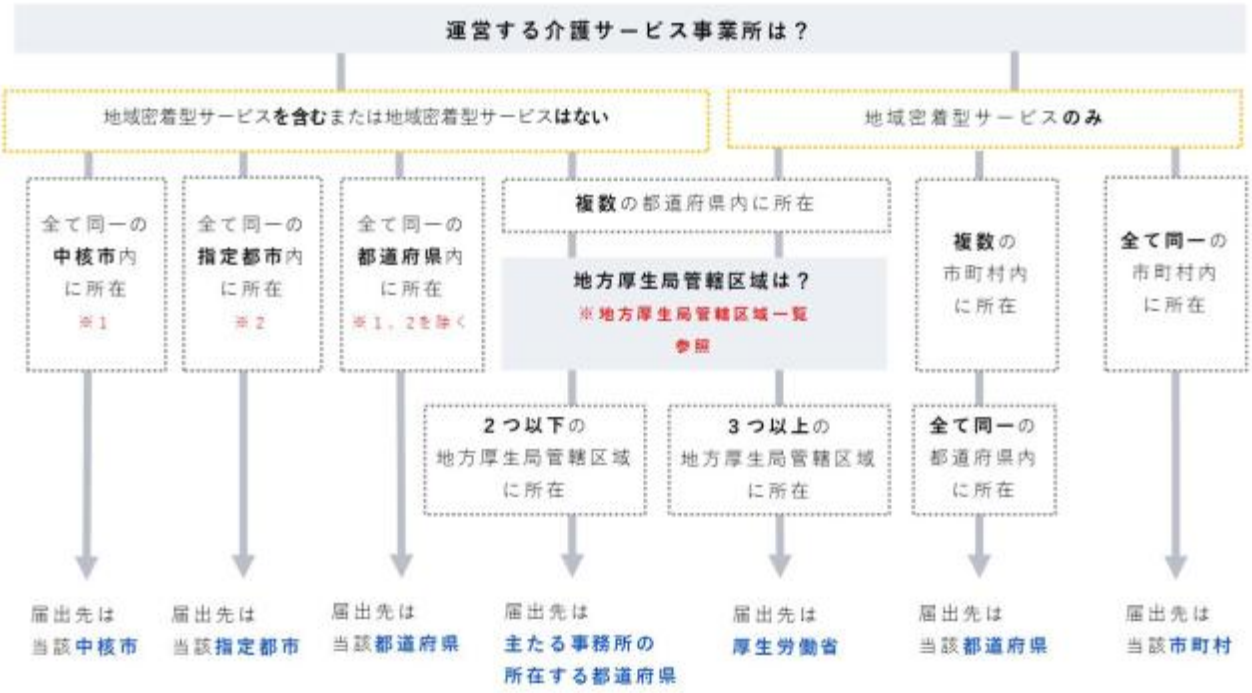


※ 指定又は許可を受けている事業所等の数

（みなし指定事業所（病院等が行う居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ事業所）及び

総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所を除く）

（２）　届出先



（引用元）厚生労働省　介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/service/annai.html

2．業務管理体制の整備に関する届出が必要な場合

全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開の状況に応じ、下記の①に掲げる事項を、関係行政機関に届け出る必要があります。（法第 115 条の 32 第１項及び第２項）

また、下記の①又は②に変更がある場合も、届出が必要となります。（法第 115 条の３２第３項及び第４項）

① 介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 40 第１項第１号から第４号に基づく届出事項

(1) 事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

(2) 法令遵守責任者の氏名及び生年月日

(3) 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

(4) 業務執行の状況の監査の方法の概要

② 介護保険法第 115 条の 32 第２項各号に掲げる届出先の変更が生じた場合

３．届出システムを利用した初回届出時の初期設定について

○新規事業者が届出システムを利用して届出を行う場合

① 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面にアクセス
https://www.laicomea.org/laicomea/

② 「２．初めて業務管理体制の整備に関する届出を行う介護サービス事業者（新規届出の場合）」をクリック

③ 必要事項を入力

○既存事業者（事業者（法人）番号を発行済み）が届出システムを利用して届出を行う場合

① 「業務管理体制の整備に関する届出システム」のログイン画面にアクセス
https://www.laicomea.org/laicomea/

② 「１．紙媒体等での業務管理体制の整備に関する届出をしたことがありＡから始まる事業者番号を付与されている介護サービス事業者」をクリック

③ 必要事項を入力

④ 確認ボタンをクリックし、入力内容を確認

⑤ 実行をクリック

⑥ ユーザアカウントが発行されます。連絡先メールアドレス宛に、ユーザーID とパスワードが届きます。

→次回利用時からログイン画面より、ユーザ ID（事業者（法人）番号）とパスワードを入力することで届出システムを利用することができます。

４．留意事項

① 届出システム以外での届出処理について

届出システム以外に、郵送等による届出が可能です。

② 業務管理体制の整備に関する届出システム操作マニュアル（事業者版）について

届出システムよりダウンロードし、閲覧が可能です。

③ 介護保険法第 115 条の 32 第２項各号に掲げる区分の変更（届出先の変更）について

変更前の区分による届出先及び変更後の区分による届出先の双方に、届出を行う必要がありますが、届出システムにより届出を行った場合は、１回の届出で、変更前の区分及び変更後の区分の双方の届出先に情報が伝達されます。

５　変更届について

次に掲げる事項に変更があったときは、 遅滞なく変更届を提出してください。

なお、業務管理体制の整備の内容は、指定又は許可を受けている事業所数により異なることから、事業所数が増減した際には、 事業者が整備すべき業務管理体制の内容に変更がないか確認してください。

＜届出を要する変更事項＞

① 法人の種別、名称（フリガナ）
② 法人の主たる事務所の所在地、電話番号、ＦＡＸ番号
③ 法人代表者の氏名（フリガナ)、生年月日、住所、職名
④ 事業所等の名称、所在地
※法人が運営する事業所数の増減により、 整備する業務管理体制の内容が変更された場合のみ
⑤ 法令遵守責任者の氏名、生年月日
⑥ 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
※事業所等の数が 20 以上の法人のみ
⑦ 業務執行の状況の監査の方法の概要
※事業所等の数が 100 以上の法人のみ

受付番号	

介護保険法第115条の32第２項(整備)又は第４項
（区分の変更）に基づく業務管理体制に係る届出書

年　月　日

（あて先）金沢市長

事業者　名　　称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号	A																	

1　届出の内容	(1)法第115条の32第２項関係（整備）					
	(2)法第115条の32第４項関係（区分の変更）					
2 事業者	フリガナ 名　　称					
	主たる事務所の所在地	(〒　－　) 都道府県　郡市区 (ビルの名称等)				
		電話番号		ＦＡＸ番号		
	法人の種別					
	代表者の職名・氏名・生年月日	職名		フリガナ 氏　名		生年月日　年　月　日
	代表者の住所	(〒　－　) 都道府県　郡市区 (ビルの名称等)				
3　事業所名称等及び所在地	事業所名称	指定(許可)年月日	介護保険事業所番号(医療機関等コード)	所在地		
	計　カ所					
4 介護保険法施行規則第140条の40第１項第2号から第4号に基づく届出事項	第２号	法令遵守責任者の氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ)	生年月日			
	第３号	業務が法令に適合することを確保するための規程の概要				
	第４号	業務執行の状況の監査の方法の概要				

5 区分変更		
	区分変更前行政機関名称、担当部(局)課	
	事業者（法人）番号	A
	区分変更の理由	
	区分変更後行政機関名称、担当部(局)課	
	区分変更日	年　月　日

連絡先	所属		メール アドレス		電話番号	
	フリガナ					
	氏名					

受付番号	

介護保険法第115条の32第３項に基づく
業務管理体制に係る届出書（届出事項の変更）

年　月　日

（あて先）金沢市長

事業者　名　　称
代表者氏名

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

事業者（法人）番号	A															

変　更　が　あ　っ　た　事　項
1　法人の種別､名称(ﾌﾘｶﾞﾅ)
2　主たる事務所の所在地､電話番号、ＦＡＸ番号
3　代表者氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ)､生年月日
4　代表者の住所､職名
5　事業所名称等及び所在地
6　法令遵守責任者の氏名(ﾌﾘｶﾞﾅ)及び生年月日
7　業務が法令に適合することを確保するための規程の概要
8　業務執行の状況の監査の方法の概要

変　更　の　内　容
(変更前)
(変更後)

連絡先	所属		メール アドレス		電話番号	
	ﾌﾘｶﾞﾅ					
	氏名					

※ 業務管理体制届出書の様式等
金沢市介護保険課ホームページ
金沢の介護保険 ＞ 事業者向け情報＞ 業務管理体制の整備に関する届出
https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/8775.html

１４　地域密着型サービスについて

１　市外被保険者の取り扱いについて

地域密着型サービスは、従来から金沢市に居住する被保険者を対象としたサービスです。

よって、原則、市外の被保険者が本市の地域密着型サービスを利用することはできません。（ただし、住所地特例対象者や被災地からの避難者など、一部例外があります。）

利用希望者及び利用者については、**必ず被保険者証で本市被保険者であることを確認（口頭確認のみとしない）し、**サービス提供を行ってください。

既に本市の被保険者としてサービスを利用している方の家族等が、家族自身の市外転居に併せて、当該利用者の住民票も市外に異動させてしまい、保険給付が受けられなくなったケースが発生しています。

当該利用者等に対し、契約時に、地域密着型サービスの趣旨を十分にご説明したうえで、住民票を異動する際には、事業所との事前相談等が必要であることを周知してください。

２　住所地特例対象者への地域密着型サービスの提供等について

■住所地特例とは（介護保険法（以下「法」という。）第 13 条）

介護保険制度では原則、住民票のある住所地の市町村の被保険者となりますが、施設が豊富に所在する市町村に財政負担が集中することを避けるため、他の市町村にある介護保険施設に入所し、住民票を移した場合でも、転入前の市町村が継続して保険者となる仕組みを言います。

■住所地特例が適用される施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

■住所地特例対象者への地域密着型サービス等の提供

（法第 42 の2、第 54 の2、第 115 条の 45 等）

住所地特例対象者は転入前の市町村の被保険者であることから転入した（住民票のある）市町村の地域密着型サービスを利用することはできませんが、地域包括ケアの観点から以下の地域密着型サービスのみ利用することができます。

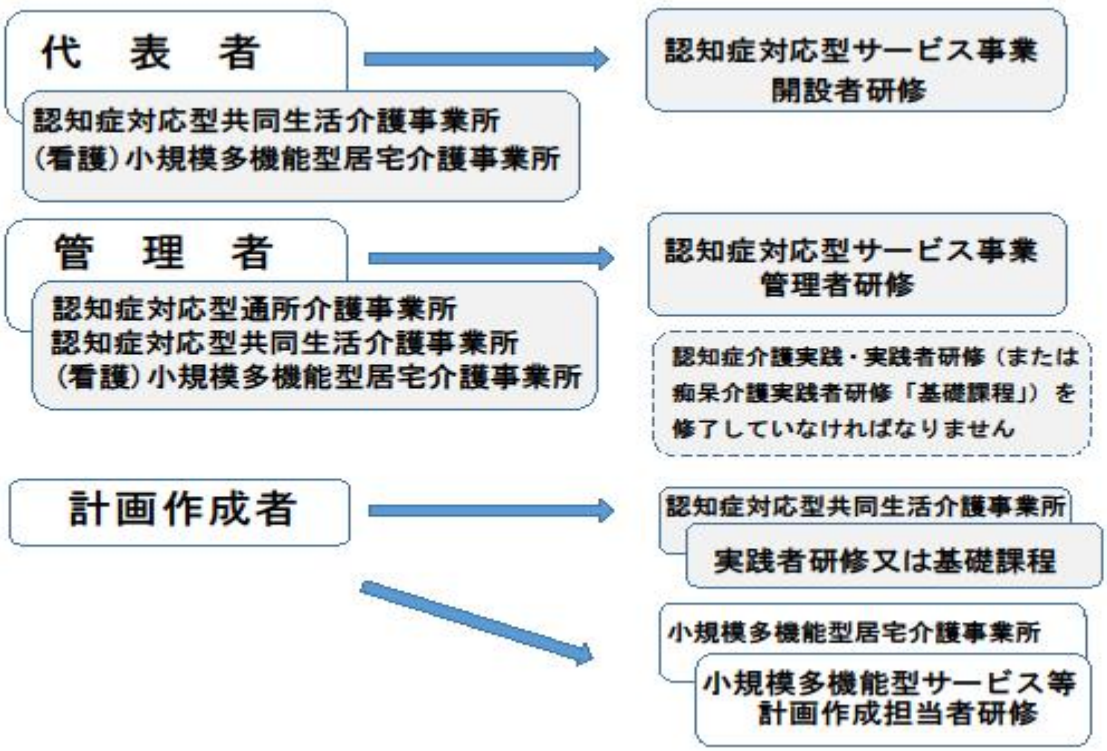
特定地域密着型サービス（法第8条 14 項）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、地域密着型通所介護

※　地域密着型サービスの利用申し込みがあった際は、本人の被保険者証より、本市の被保険者であること及び利用できるサービスの内容を確認したうえでサービス提供を行ってください。

３　地域密着型サービス事業者の研修について

地域密着型サービス事業者の代表者、管理者、及び計画作成担当者は、必要な研修を受講し、修了している必要があります。研修を修了していない場合は、人員基準欠如となり、減算の対象になることがあります。なお、研修の開催回数は研修ごとに、年１～２回となっていることから、事業者は従業者に対して計画的に受講させるよう努めてください。



４　研修受講及び減算適用等に関する留意事項

○代表者

交代時に研修が開催されていないことにより、当該代表者が研修を修了していない場合、代表者交代の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日までに研修を修了することで差し支えないこととされています。

○管理者

交代時の都道府県における研修の開催状況等を踏まえ、新たに管理者を配置し、かつ、市町村からの推薦を受けて都道府県の研修の申込を行い、当該管理者が研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該管理者が研修を修了していない場合であっても差し支えないこととされています。

○計画作成担当者

必要な研修を修了していない職員を計画作成担当者として配置した場合は、人員基準欠如となり、減算対象となります。

ただし、計画作成担当者の職にある者が突然離職等したことにより人員基準欠如となった場合には、後任の職員を配置し、かつ、当該職員が市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、研修を修了することが確実に見込まれる場合は、当該研修を修了するまでの間は減算対象としないこととされています。

○その他

①職員の急な退職、体調不良等により、早急に求人等を行ったにもかかわらず、必要な研修を修了した者を雇用できなかった場合において、やむを得ず**研修を修了していない職員を配置せざるを得ない状況になる場合には、必ず事前に介護保険課までご相談ください。**

② 上記①の事前相談等により、研修を修了していない職員を配置せざるを得ない状況にあると認められる場合は、必要な研修を受講させる旨の「誓約書」「確約書」等（任意様式）にその理由を記載の上、ご提出ください。

③ 研修受講予定の者が受講できなくなった場合は、減算が適用される場合がありますので、速やかに介護保険課にご報告ください。

④ 事業所の新規指定時は、原則どおり研修修了者が配置されている必要があります。

５　新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ（５類移行）の変更に伴う運営推進会議の開催等に関する変更点

参考「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和５年５月１日厚生労働省事務連絡）

〇開催方法

・令和5年5月７日より、文書による開催や報告は認められません。
・必ず、集合形式又はテレビ電話装置等を活用した方法により開催してください。
・開催予定日は遅くとも2週間前までに介護保険課へご連絡ください。
・開催日時を変更した際は速やかに介護保険課へご連絡ください。

〇開催周期

・地域密着型サービス事業者は、おおむね2月に1回以上
うち、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者、地域密着型通所介護事業者、認知症対応型通所介護事業者においては、おおむね6月に1回以上

６　外部評価について

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所又は看護小規模多機能型居宅介護事業所については、従来、都道府県が指定する外部評価機関が、事業所の行った自己評価結果に基づき、第三者の観点から、サービスの評価を行うこととなっていましたが、平成 27 年度の介護保険制度改正に伴い、事業所が自らその提供するサービスの質の評価として自己評価を行い、介護・医療連携会議又は運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとなりました。

詳しくは、金沢市介護保険課ホームページをご覧ください。
介護保険＞事業者向け＞地域密着型サービスの運営推進会議等を活用した評価について
(https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/gyomuannai/1/1/4/9333.html)

７　外部評価実施回数の緩和について

認知症対応型共同生活介護事業所は、少なくとも年に1回は自己評価及び外部評価を実施しなくてはなりません。

ただし、次の要件をすべて満たしたうえで、本市に申請し、県より決定通知を受けた場合は、外部評価の実施回数を2年に1回とすることができます。

・過去に外部評価を5年間継続して実施している。
・「自己評価及び外部評価」および「目標達成計画」を市町に提出している。
・運営推進会議が過去1年間に6回以上開催されている。
・運営推進会議に市職員または地域包括支援センターの職員が出席している。
・直近の外部評価項目の2、3、4、6の実践状況が適切である。
・前年度に外部評価実施回数の緩和の適用を受けていない。

なお、申請に対して外部評価の緩和を適用できるのは、決定通知のあった年度の 1 年間です。

緩和された年度の翌年度は外部評価を実施する必要があり、その 1 年後に再度緩和を希望する場合は、改めて申請が必要です。再度緩和を希望する年度において申請を失念し、外部評価を受けていない場合には、再度継続して5年間外部評価を受けなければ緩和の要件は満たしませんので、ご注意ください。

ただし、令和6年能登半島地震又は令和7年8月６日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害の影響により、令和5年度又は令和7年度の外部評価を実施できなかった場合は、当面の間、緩和要件から当該年度を除外して要件緩和を実施する取り扱いとなります。

（下記事例のように、免除を受けようとする年度において、外部評価を実施できなかった当該年度（事例では令和５年度）を除外して過去５年（２年）連続で実施していれば、緩和要件を満たすこととなります。）

事例１：新規に緩和措置を受けることとなる事業所

令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実施	実施	実施	実施	未実施	実施	免除
←継続実施とみなす→						

事例２：過去に緩和措置を受けたことのある事業所

令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
実施	免除	実施	免除	未実施	実施	免除
←継続実施とみなす→						

※申請書等　金沢市介護保険課ホームページ

金沢の介護保険＞各種手続き＞地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る申請（https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/8757.html）

※令和7年度受付分より、「地域密着型サービス外部評価実施回数の緩和に係る決定通知書」についてはメールで送付することとしました。

金沢市に登録されているメールアドレス宛に送付しますので、メールアドレスの変更等ある場

合は、事前にご連絡ください。

8　認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の取り扱いについて

医療連携体制加算における看護師・准看護師（以下「看護職員」という）の配置については、職員（管理者、計画作成担当者又は介護従業者）として看護職員を配置している場合には、看護職員として専従である必要はありません。

例えば、看護師資格を有する常勤の介護従業者が、日常業務の中で看護業務を行うために必要な勤務時間を確保しているのであれば、看護師を常勤換算方法で1名以上配置しているものと取扱って差し支えありません。

ただし、訪問看護ステーション等、他の事業所との契約により看護師を確保する場合については、当該認知症対応型共同生活介護事業所においては、看護師としての職務に専従することが必要です。

１５　労働法規の遵守について

１　労務管理上の注意　（石川労働局労働基準部監督課）

令和8年度金沢市介護サービス事業者集団指導のホームページにおいて、石川労働局労働基準部監督課による講義動画を掲載しております。

労働基準法に規定されていることを中心に、介護業務従事者の労働条件に関して、以下の8つのポイントについて取り上げられていますので、本講義の関連資料と併せてご確認ください。

①労働条件の明示について　②就業規則について　③労働時間について
④休憩・休日について　⑤賃金について　⑥年次有給休暇について　⑦解雇・雇止めについて
⑧安全衛生の確保について

講義動画 URL：

資料掲載 URL：https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/gyomuannai/1/1/4/32237.html

２　介護労働安定センターの活用について　（介護労働安定センター）

雇用管理改善、人材育成、健康確保のための個別相談や研修を実施しています。
詳細は別添資料をご覧ください。

公益財団法人介護労働安定センター

事業概要



● 沿革

公益財団法人介護労働安定センターは、わが国の高齢社会の進展に伴って、今後ますます需要の増大が見込まれる介護労働力を確保するため、民間部門の介護労働に関する総合的支援機関として、平成4年4月1日に厚生労働省（当時の労働省）所管の公益法人として設立されました。同年7月1日には、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（介護労働法）が施行され、同法に基づき厚生労働大臣（当時の労働大臣）の指定法人となり現在に至っております。

さらに、平成12年4月1日同法が改正施行され、当センターの事業範囲が介護分野全般に及ぶこととなりました。これに伴い、当センターでは、介護労働者の福祉の増進と介護労働者の魅力ある職場づくりを目指して、雇用管理の改善、能力の開発・向上、介護労働者の適正な需給調整のための援助などに加え、人材確保のための介護事業主等への支援も行うほか、図書・教材の発行やシンポジウム・セミナーの開催等を通じて介護労働の重要性の認識と介護労働者の意識の向上を求める等、介護労働に対するさまざまな支援事業を行っています。

● 事業案内

Ⅰ 雇用管理の改善 ～ 働きやすい職場環境づくりのお手伝いをするために ～

雇用管理改善相談援助事業

■雇用管理に関する相談援助

・介護労働サービスインストラクターによる雇用管理の改善等についての相談援助、情報の収集・提供を行っています。

・**「雇用管理改善コンサルタント相談」**は当センターが委嘱する社会保険労務士等が、**「こころと身体の健康相談」**はヘルスカウンセラー（臨床心理士、産業カウンセラー、理学療法士、感染管理認定看護師等）が相談に応じます。（オンラインも対応可能）

■介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業（令和８年度石川労働局委託事業）

・「魅力ある職場づくり」の創出のため、地域性を踏まえた連携や同種サービス提供事業所の連携等による地域ネットワーク・コミュニティを構築し、合同勉強会や個別事業所への支援等を行います。介護労働者が安心して働くことのできる職場環境のための雇用管理改善を推進し、人材の確保を図っていくことを目的として実施します。

■介護労働者雇用管理責任者講習（令和８年度厚生労働省委託事業）

・介護事業所の雇用管理に責任を有する方に、雇用管理について学んでいただく講習です。講習は、労働基準法に関する基本的事項を学ぶ「総合コース」と、人事・賃金･労働時間などの具体的な内容を学ぶ「専門コース」を実施します。

■介護事業者支援セミナー

・雇用管理の改善及び経営の改善に必要な情報の提供、知識の付与、意識啓発など事業所ニーズに即したテーマで、介護分野の事業主の方、これから介護分野に参入しようとする事業主の方などを対象に有料で行います。（動画配信Webセミナーも含みます）

■職場改善好事例集 〝こんなときDoする？〟（雇用管理サポートシステム）

・全国の介護事業所が取り組んだ雇用管理の事例などをホームページで紹介しています。また、事業所の雇用管理の状況について、簡単に診断することもできます。

・**『ＣＨＥＣＫ＆ＡＣＴＩＯＮ２５』、『業務推進マニュアル』**などのダウンロードが可能な役立つテキストも掲載しています。

■介護労働実態調査

・介護分野の雇用・就業状況や賃金・労働時間等に関する実態調査を毎年継続的に実施し、事業所における雇用管理改善の基礎資料とするために、調査結果を報告書として取りまとめます。例年、８月頃に前年度調査結果を公表しています。

■助成金に関する情報提供

・介護事業所が活用できる各種助成金の情報提供を行います。

Ⅱ　職業能力の開発　～ 利用者へのサービス向上のために ～

介護労働者能力開発事業

■介護労働者のキャリア形成に関する相談援助

・介護事業者または介護労働者を対象に、キャリア形成に関する相談援助や研修計画の相談支援等を行います。

・**「人材育成相談」**はキャリアコンサルタントなど職業能力の向上に関する専門家が相談に応じます。（オンラインも対応可能）

■介護労働講習（介護労働者又は介護労働者になろうとする者に対して、必要な知識・技能を習得させるために行う講習・訓練）

≪実務者研修≫

・今後介護職に従事しようとしている雇用保険受給者を対象に、介護従事者として職業倫理と態度を養い、社会福祉及び関連領域の基礎知識と介護の技能・技術を習得するための講習です。実務者研修を修了できます。各ハローワークにて受講手続きを行います。

・通信制（スクーリング１０日間）による実務者研修（医療的ケア通信）を実施します。３２０時間コース（ヘルパー２級・介護職員初任者研修修了者対象）と４５０時間コース（無資格者対象）があり、レポート学習またはWeb学習の方法で履修します。

≪能力開発コース≫

・短期専門講習（スキルアップ講習）：高度化・多様化する介護技術に対応して、より実践的なレベルアップができます。（動画配信Webセミナーも含みます）

・喀痰吸引等研修（第一号・第二号研修）：概ね１０名以上の受講が可能な（単独または複数の）法人・事業所に対して、講習を実施します。（座学のみオンラインも対応可能）

・ケア・サポート講習：事業所のご要望に応じ、職員の方々に対して講習を行います。スタッフの介護技術のさらなる習得、提供するサービスの向上や資質向上等にお役立ていただけます。接遇・マナー、介護記録の書き方、介護技術の基本、認知症ケアなどのご要望にお応えします。（オンライン講習も対応可能）

Ⅲ　介護関係機関との連携　～ 介護分野の人材確保・定着のために ～

■介護労働懇談会の実施

・介護人材の確保・定着のために、地域の介護関係の行政機関、関係団体等が参集し、介護労働の現状と展望について情報共有し、地域の実情に応じた役割等について検討します。センター支部が事務局を務め、連絡調整等を担います。

Ⅳ　情報の提供　～ 介護労働者への理解のために ～

出版・情報提供事業

■図書（雇用管理関係・キャリアアップ関係、介護職員初任者研修・入門的研修テキスト等）の発行

■月刊ケアワーク、介護関連ＤＶＤの発行

■介護情報サイトの公開、介護事業者のホームページ「care-net.biz」の運営

Ⅴ　福利厚生の充実　～ 介護労働者の福祉の増進のために ～

介護労働者福利厚生等事業

※保険加入等については、代理店：㈱全福サービスが取り扱います。

■総合補償制度（損害賠償補償、傷害補償、感染症見舞金、情報漏えい）

Ⅵ　賛助会加入のご案内

・当センターの事業は、国からの交付金のほか、賛助会員の方々の会費等により運営されています。

・賛助会員の特典がございますので、当センターの趣旨にご賛同いただき、賛助会員としてご入会いただきますようお願い申し上げます。主な特典は①月刊「ケアワーク」の無料送付②当センター発行図書等の割引③当センターが指定する講習等の受講料の割引④ホームページサービスの利用料等の割引⑤ケア・サポート講習（有料出前講習）の割引⑥賛助会員専用サイト・メールマガジンの利用などです。

公益財団法人 介護労働安定センター石川支部

〒920-0907　金沢市青草町88番地
近江町いちば館　5階
TEL:076-260-1561 FAX:076-260-1562
E－mail　ishikawa@kaigo-center.or.jp
URL　http://www.kaigo-center.or.jp/



2026.03版

専門家による！

令和8年度

無料

無料で専門家を派遣し 個別相談や集団相談（講話）を実施します （オンラインによる相談・研修も可能）

当センターが委嘱している専門家とは？
➤社会保険労務士、キャリアコンサルタント等の有資格者・実務経験者です。

雇用管理制度 【雇用】

人事管理制度の見直したい。
賃金体系を見直したい。
変形労働時間制の導入。
登録ヘルパー等の移動時間の取扱い等



個人情報・プライバシー保護 【雇用】

介護保険における個人情報について。
守秘義務について。



倫理・法令遵守 【雇用】

介護保険制度の基本理念について。
法令遵守について。



就業規則 【雇用】

実地指導に耐えられる就業規則か点検してほしい。法改正に対応した就業規則か見直したい。



研修計画 【育成】

職員のモチベーションを高めるために研修を充実させ、職員の質の向上を図りたい。



キャリア形成 【育成】

職員一人ひとりの目標達成のためにはどうしたらよいか。組織人としての仕事の進め方とは。



目標・理念の共有 【育成】

組織の理念と目標を共有しチームケアの大切さを意識づけたい。



ハラスメント 【雇用】

パワハラ・モラハラ・セクハラとは何か？
なくす為には。
起きた際の対応について。



※「健康確保」（ストレス対策、感染症予防等）に関する相談・研修の令和8年度の受付は終了しました。

※「接遇・マナー」等のスキルアップに関する研修については、「有料」となります。

事業項目	相談可能時間
雇用管理改善	年間６時間まで
人材育成	年間３回まで（4.5時間）まで
※健康確保	※令和８年度の受付は終了しました

check!

本事業は交付金を原資としているため、より広く平等に支援させていただく観点から、初めてご利用になる事業所様を優先させていただく場合がございます。

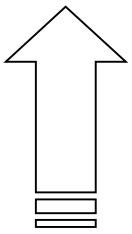
また、無料相談を実施した翌年度に「離職率調査」を行う場合がございます。

その際は、ご協力をお願いします。

【お申し込み・お問い合わせ先】

公益財団法人　介護労働安定センター　石川支部
〒920-0907 金沢市青草町88番地　近江町いちば館5階　TEL/FAX　076-260-1561／076-260-1562

2026.6.1 改訂版



FAX：076-260-1562

公益財団法人
介護労働安定センター　石川支部　行き

令和　　年　　月　　日

事業所名		代表者名	
所在地	〒 TEL：　　FAX： **e-mail（打合せ・ご案内等　オンライン希望の場合は必須）**		
申込者 （担当者） 氏名		役職	
相談内容	**（対面希望／オンライン希望）※いずれかに〇をつけてください。**		
実施 希望日時	第1希望日 令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分　～　　時　　分 第2希望日 令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分　～　　時　　分	受理印	
実施日	**令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分　～　　時　　分**		

※「相談申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、コンサルタント・ヘルスカウンセラー・支部職員による日程調整、内容確認及び事業活動に関する調査のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

【お申し込み・お問い合わせ先】
公益財団法人　介護労働安定センター　石川支部
〒920-0907 金沢市青草町88番地　近江町いちば館5階
TEL/FAX　076-260-1561／076-260-1562

プロ講師による

ケア・サポート講習

オーダーメイド型

有料！出前講習のご案内

－事業所内の講習にご利用ください！－

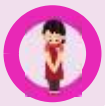
オンラインによる研修も可能！

講習をしたいが講師が見つからない、日程が合わず講習に行けない等お困りではありませんか。ニーズに添った内容を経験豊富な講師より学ぶことで、職員のスキルアップに取り組んでみませんか。

①接遇・マナー

・介護職員に求められるマナー
（言葉遣い・表情・立ち居振る舞い等）

・ご利用者に対する尊厳のケア
（コミュニケーション・聴講のポイント）



②身体拘束の排除

・身体拘束とは？

・身体拘束は、
なぜ問題なのか？

・介護保険法と身体拘束



≪派遣講師≫

社会保険労務士、キャリアコンサルタント、介護支援専門員、介護福祉士、臨床心理士、理学療法士、看護師等の有資格者・実務経験者

③介護記録

・記録の意義と目的

・記録の種類と書き方

・アセスメントの留意点



④介護技術

・移乗介護技術

・口腔ケア

・食事の楽しみと
介助の基本～嚥下～

・排泄ケア



※ご希望の時間・場所に講師が出向き講習を実施します。
自施設の課題・ニーズに合わせて、自由にお選びください。

その他ご希望あれば
ご相談に応じます。

⑤人材育成

・新人・リーダーなど階層別研修
（役割・心構え・必要なスキル）

・組織力向上のための
コミュニケーションとは

・人材育成担当としての
コーチング技術



⑥認知症ケア

・認知症ケアⅠ（基本視点）

・認知症ケアⅡ（疾病の理解）

・認知症ケアⅢ
（コミュニケーション）





お申込から講習までの流れ

申込書提出（FAX等でお申込ください。）
▶ 内容の確認（講習確認や見積書等）
▶ 契約に関する書類作成
▶ 請求書発行（講習前のお振込をお願いします。）
▶ 必要に応じて、講師との打合せ
▶ 出前講習実施

講習価格：1時間当たり **30,000 円**(税込)です（**賛助会員は3割引**）。
講習時間は1時間～2時間、時間帯についてもご相談ください。

講習時間帯は、夕方からでも**可能です！**



※ 研修に利用できる助成金・補助金事業があります。
まずは、下記にお問合い合わせください。

【お申し込み・お問合せ先】
公益財団法人介護労働安定センター石川支部
〒920-0907　金沢市青草町88近江町いちば館5階
TEL：076-260-1561　FAX：076-260-1562

「出前講習申込書」

公益財団法人　介護労働安定センター石川支部行

FAX:076-260-1562

事業所名	ﾌﾘｶﾞﾅ			
法人名				
申込者	役職：　　氏名：			
住所	〒　　－			
電話番号	－　　－	FAX	－　　－	
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ (ｵﾝﾗｲﾝの場合は必須)				
希望コースに○印をつけてください。 (ｵﾝﾗｲﾝ希望は、◎印をつけてください。)		①接遇・マナーについて		
		②身体拘束の排除		
		③介護記録		
		④介護技術（　　）研修		
		⑤人材育成（　　）研修		
		⑥認知症ケア（　　）		
		⑦リスクマネジメント		
		⑧ターミナルケア		
		⑨その他（　　）		
講習日時	第１希望	令和　年　月　日（　）　：　～　：　迄		
	第２希望	令和　年　月　日（　）　：　～　：　迄		
	第３希望	令和　年　月　日（　）　：　～　：　迄		
開催場所			受講者数	名
ご準備いただけるもの（○印をつけてください。）	パソコン　ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾀｰ　スクリーン　ホワイトボード その他（　　）			
備考欄（回数等ご要望があればご記入ください。）				

私たちは、介護のプロを応援します!

資料４

令和8年度

動画配信　期間中24時間視聴可



「全国共通WEBセミナー」のご案内

受講料(1名当たり)　　配信時間　配信開始日10時～配信終了日17時

№	配信期間(各回90分)	テーマ	講師
①	2026年 5/15(金)～5/28(木)	管理職が行うカスタマーハラスメント対策 ～そのとき管理職は何をすべきか～	株式会社Next Care Consulting 代表取締役社長　柳沼亮一　氏
②	6/12(金)～6/25(木)	【法定研修】 感染症の予防、まん延防止(食中毒)とBCP ～感染させないための日々の対策のポイント～	株式会社アポロ・サンズHD 看護部部長　木本明恵　氏
③	7/14(火)～7/27(月)	【介護サービス情報公表制度研修】 介護現場の「コンプライアンス」と「倫理」の重要性 ～それぞれの原則を理解し、基本を身につけよう～	ツツイグループ　顧問兼コンプライアンス室 室長　松川竜也　氏
④	8/18(火)～8/31(月)	【法定研修】 介護事業所の災害時のBCP ～個々の対応と組織としての対応・対策のポイント～	跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部　まちづくり学科 教授　鍵屋 一　氏
⑤	9/11(金)～9/24(木)	風通しの良い職場が可能にする組織のリスクマネジメント ～予防と対処とプラスアルファを円滑に進めるために～	株式会社エクセレントケアシステム　執行役員 人材開発部部長　柴垣竹生　氏
⑥	9/17(木)～9/30(水)	【資質向上研修】 介護技術向上研修　～利用者と私たちを守るための移動・移乗～	社会福祉法人エンゼル福祉会 渋谷区かんなみの杜・渋谷 中村和人　氏
⑦	10/14(水)～10/27(火)	【介護サービス情報公表制度研修】 認知症ケアで大切なこと　～認知症を理解し、ケアの質の向上を～	在宅かいごと専門けあの相談所 Re-think 代表　田島利子　氏
⑧	11/12(木)～11/25(水)	【法定研修】 虐待の防止の徹底　～未然に防ぎ組織で取り組もう～	社会福祉法人小田原福祉会理事 特別養護老人ホーム 潤生園 施設長　井口健一郎　氏
⑨	12/11(金)～12/24(木)	外国人の職員の定着に繋げる職場づくり ～職場内のコミュニケーションによるよりよい介護空間づくり～	小濱介護経営事務所 代表　小濱道博　氏
⑩	2027年 1/14(木)～1/27(水)	【法定研修】 身体拘束の適正化　～ケアで考える、対応と再発防止のポイント～	社会福祉法人みどりの風 法人本部副本部長 武藤とみ子 氏
⑪	2/12(金)～2/25(木)	訪問介護事業所の職場定着を進めるサービス提供責任者の役割	株式会社ケアメイト 代表取締役　板井佑介　氏
⑫	3/11(木)～3/24(水)	【法定研修】 介護事故の防止と発生時の対応　～ヒヤリ・ハットとチーム連携～	株式会社Next Care Consulting 代表取締役社長　柳沼亮一　氏

お問合せ先
お申込先
公益財団法人　介護労働安定センター 石川支部
TEL:076－260－1561　FAX:076－260－1562

＜受講をご希望の皆さまへ＞ 下記禁止事項、お申込み手順等をご確認のうえ、メール・FAX等でお申込みください

＜Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項＞ お申込みの際は必ずご確認、ご同意をお願いします。

◆禁止事項◆

●本Webセミナーの視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本WebセミナーのSNS上への掲載。●本Webセミナーにおける著作権を侵害する行為を行うこと。●本Webセミナーの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆

●Webセミナーの視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
●Webセミナー視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行って頂くようお願いします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。
●当センターの都合で配信不可となった場合は、電話等でご本人に連絡の上、お振込額を返金いたします。その際の返金に係る振込手数料は当センターにて負担いたします。

【手順１】「受講を申込む」ホームページからもしくは受講申込書に下記項目全てご記入(入力)の上、メール又はFAX等でお申込みください。
FAXの場合は、右記番号あてに本状をFAXしてください。**（FAX　０７６－２６０－１５６２）**

【手順２】「請求書（振込票付き）」を郵送でお送りいたします。
【注意事項】開催日の２週間前までに請求書が届かない場合は、必ずご連絡ください。

【手順３】「受講料を振込む」請求書に記載の支払期日までに、受講料をお振込みください。
【注意事項】①ご視聴いただく方ごとにお申し込みをお願いいたします。
②振込手数料はお振込人様の負担とさせていただきます。
③払込票の控えをもって領収書に代えさせていただきます。
④『受講申込書』による申込があっても受付完了とはなりません。受講をキャンセルされる場合は、必ず事前にご連絡ください。
なお、お申込者様の都合によるキャンセルの場合は、振込手数料を差し引いてのご返金となります。
⑤お振込みいただいた受講料は、開催日から起算して14日前以降は、原則として返金いたしませんので予めご了承ください。
※下記表の期日までにご連絡いただいた場合、返金可となります。

【手順４】「受付完了」お振込みいただいた時点で、「受講申込」が完了となります。

【手順５】「視聴用URL記載メール」を受け取る。セミナー配信前日までに視聴用URLとパスワードをメールで送付します。

※当センターの【法定研修】として明記した研修は、介護保険法の基準省令等に準拠した法定研修です。

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

申込者名※	ﾌﾘｶﾞﾅ	役職をご記入ください。	
法人名※		賛助会員の確認欄（該当項目に○）	
事業所名		会員　・　非会員	
住所・連絡先※	〒	TEL FAX	
E-mail※	※視聴に必要なURLを送信しますので必ずご記入ください。		
請求書宛先※ 上記以外の場合ご記入ください	〒　　TEL FAX		
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「Webセミナー受講における禁止事項及び注意事項」及び手順3「注意事項」に同意しますか。（同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。）	□	同意する
【特定商取引法改正に伴う有料講習広告送信の承諾について】※	今後開催予定の有料講習・セミナーの募集チラシの送信の許諾に関して、チェックをお願いします。　□メール送信　□FAX送信　□承諾しない		

受講を希望されるコースの「申込」欄に○を付けてください。（複数可）　※配信期間等は表面をご確認ください。

No.	申込	コース名	キャンセルによる返金可能期日	No.	申込	コース名	キャンセルによる返金可能期日
A		セット価格管理者向け４本セット(①⑤⑨⑪)	4/30(木)	B		セット価格職員向け８本セットセット(②③④⑥⑦⑧⑩⑫)	5/28(木)
C		NEW法定研修シリーズ５本セット（②④⑧⑩⑫）	5/28(木)				
D①		管理職が行うカスタマーハラスメント対策	4/30(木)	D②		感染症の予防、まん延防止(食中毒)とBCP	5/28(木)
D③		介護現場の「コンプライアンス」と「倫理」の重要性	6/29(月)	D④		介護事業所の災害時のBCP	8/3(月)
D⑤		風通しの良い職場が可能にする組織のリスクマネジメント	8/27(木)	D⑥		介護技術向上研修　移動移乗	9/2(水)
D⑦		認知症ケアで大切なこと	9/29(火)	D⑧		虐待の防止の徹底	10/28(水)
D⑨		外国人の職員の定着に繋げる職場づくり	11/26(木)	D⑩		身体拘束の適正化	12/30(水)
D⑪		訪問介護事業所の職場定着を進めるサービス提供責任者の役割	2027年 1/28(木)	D⑫		介護事故の防止と発生時の対応	2027年 2/24(水)

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。お問合せ先等は、本案内の表面をご確認ください。

「令和８年度　石川県　介護職員処遇改善加算取得促進支援事業」
受託実施：公益財団法人　介護労働安定センター石川支部

「介護職員等処遇改善加算」専門家による**無料相談**のご案内

令和８年６月から「介護職員等処遇改善加算」の拡充が図られました！
また「訪問看護」、「訪問リハビリ」、「居宅介護支援、介護予防支援」が加算の新規対象サービスになりました！

専門家（処遇改善加算の取得支援を行う社会保険労務士）が制度概要から加算取得に必要な準備・申請まで、事業所の状況に合わせてご説明いたします。お気軽にご相談ください！

対象事業所

「介護職員等処遇改善加算（令和８年度）」を届出していない事業所（新規対象サービス含む）及び、より上位の加算区分への移行を検討されている事業所



相談回数・時間	費用	事業所での実施
１事業所１～２回 １回あたり1～２時間程度	無　料	又は オンラインでの実施

【お申込から相談支援までの流れ】

FAX等により申込書提出 ➡ センターより事業所へ内容の確認し、専門家と日時を調整いたします。 ➡ 専門家との個別相談(事業所又はｵﾝﾗｲﾝ)

処遇改善加算を取得すると、利用者の自己負担があがることになり、利用者に理解を得られるか心配とのお声も聴かれますが、介護人材不足は多くの国民に理解されており国が介護職員の給与アップ（処遇改善加算）を図っていることも知られています。
　多くの介護事業者が「本加算」を取得して処遇改善を行っておりますので、利用者や家族に対しても説明もつきやすく理解を得やすい状況かと思われます。
　この機会に新規取得や、より上位の加算区分への移行に向けてご検討ください。



【お申し込み・お問い合わせ先】

公益財団法人　介護労働安定センター　石川支部
〒920-0907 金沢市青草町88番地　近江町いちば館5階
TEL／FAX　076-260-1561／076-260-1562

公益財団法人　介護労働安定センター　石川支部　行き　　FAX:076-260-1562

「介護職員等処遇改善加算」専門家による無料相談申込書

令和　　年　　月　　日

事業所名	サービス名（　　）	代表者名	
所在地	〒 TEL:　　FAX: E-mail（オンライン希望の場合は必須）:		
申込者名		役職	
「処遇改善加算」の取得状況に〇	Ⅲ　／　Ⅳ　／　なし		
新規対象サービスは該当に〇	訪問看護・訪問リハビリ・居宅介護支援・介護予防支援		
いずれかに〇	対面希望　／　オンライン希望		

相談内容番号に〇（複数可）	1	処遇改善加算を取得するためには何をすべきか	6	昇給の仕組みについて
	2	加算　Ⅰ　Ⅱ　Ⅲ　Ⅳ　について	7	就業規則・賃金規定の改定等について
	3	新規対象サービスの加算について	8	計画書・報告書の記入内容について
	4	加算の要件について	9	処遇改善加算を取得するとどのくらい加算額が得られるのか？
	5	処遇改善加算の支給方法について	10	その他、質問や相談したい内容をお書きください）
実施希望日時	第1希望日 令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分　～　時　　分			
	第2希望日 令和　　年　　月　　日（　　） 時　　分　～　時　　分			
実施日	【事務局使用欄】 令和　　年　　月　　日（　　）　　時　　分　～　時　　分			

※「相談申込書」に記載された内容については、当センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、専門家（コンサルタント）・支部職員による日程調整、内容確認及び事業活動に関する調査のみに使用し、上記以外の目的で使用いたしません。

センター受付印

111

【お申し込み・お問い合わせ先】
公益財団法人　介護労働安定センター　石川支部
〒920-0907 金沢市青草町88番地　近江町いちば館5階
TEL/FAX　076-260-1561／076-260-1562

介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業
令和８年度　石川労働局委託事業

オンライン
相談も可

雇用管理改善サポーターによる

無料相談のご案内

地域ぐるみで雇用管理改善を実践するため「地域ネットワーク・コミュニティ」を構築し、各課題やニーズに応じて勉強会等を実施します。
また、それぞれの事業所の状況に合わせた相談支援も併せて実施します。

当センターの雇用管理改善サポーターが介護事業所の様々なご相談に対応して雇用管理改善のお手伝いをさせていただきます！

こんなお悩み、ありませんか？

- 職員がなかなか定着しない
- リーダー層が育たない
- 職場のコミュニケーションがよくない
- 虐待防止を徹底したい
- 職場の雰囲気が悪い、職場環境の改善をしたい
- 生産性向上を推進したい



地域ネットワーク・コミュニティの取組みの一例

- ＩＣＴ機器の活用、介護ロボットの導入
- 外国人材の活用
- 職場環境整備に向けた取組み
- 時間外労働削減に向けた取組み
- 職員の定着率向上に向けた取組み
- ハラスメント、虐待の予防・解決に向けた取組み

雇用管理改善サポーターとは？
当センターの委嘱を受けた介護分野の雇用管理・人材育成・助成金・健康管理に詳しい専門家（社会保険労務士、キャリアコンサルタント、行政書士、産業カウンセラーなど）です。

ご希望の場所、
日時に
訪問相談
承ります

▼お問合せ先▼
公益財団法人 介護労働安定センター　石川支部
石川県金沢市青草町８８番地　近江町いちば館５階
TEL：０７６－２６０－１５６１　FAX：０７６－２６０－１５６２

参加をご希望の方は**「相談申込書」**に必要事項を記入の上、FAXまたは郵便にてご送付下さい。

（公財）介護労働安定センター　石川支部
FAX　０７６－２６０－１５６２

令和８年度　石川労働局委託事業
介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業

相談申込書

申込日：令和　　年　　月　　日

事業所名	
所在地	〒　　-
ご担当者	役職 氏名
ご連絡先	電話番号：　　FAX： Email：
相談内容	
相談希望 日時等	第１希望　　月　　日　（　　：　　～　　：　　） 第２希望　　月　　日　（　　：　　～　　：　　） ※　面談を希望する（　　）or　オンラインでの実施を希望する（　　）
備考	【特定商取引法改正に伴う有料講習広告送信の承諾について】 今後開催予定の有料講習・セミナー等募集チラシ送信の承諾に関して、☑をお願いします。 □メール送信　□郵送　□FAX送信　□承諾しない

※当申込書に記載された内容については、当センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、職員及び当センターが委嘱している雇用管理サポーターによる日程調整、内容確認、各種講演会のご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記目的以外の目的で使用しません。
※相談内容の録画、録音、撮影、スクリーンショット、ＳＮＳ上への掲載及び、資料等の無断複写・転用・転載等は固くお断りします。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

雇用管理改善や相談窓口の担い手を選任して魅力ある介護の職場づくりをめざしましょう

介護分野では、深刻な人手不足が続いています。この問題を解決するために、介護労働者が能力を発揮し、いきいきと働くことができる魅力ある職場づくりを進めることが大切です。

私たちは、雇用管理責任者講習を通じて、雇用管理責任者となる方などを対象に、雇用管理の基礎知識、最新の労働法規などについて、できる限りわかりやすくお伝えすることにより、「魅力ある職場」づくりを支援します。

令和８年度

介護労働者 雇用管理 責任者講習

厚生労働省委託事業

eラーニング講習

総合コース（約３時間）

第一部　雇用管理の重要性①
第二部　雇用管理の重要性②
第三部　適切な賃金制度や評価等の処遇
第四部　多様な人材の技能向上
第五部　職場の人間関係～事業所としての取組～

講師：社会保険労務士法人トゥービーワーク
社会保険労務士　谷本 佐衣（たにもと さえ）

本講習では、介護労働者の雇用管理全般に関する基本的事項に加え、雇用管理責任者として介護労働者の悩みや要望などを汲み取る上で特に知っておいていただきたい知識や最新の労働法規などについて、わかりやすく解説します。

● **e-ラーニング講習の特徴**

パソコンやスマートフォンがあればいつでも、どこでも、必要に応じて反復して受講することができます※。また、全五部構成となっており、各単元ごとに分割して視聴することが可能です。※受講期間は受講用URL及びパスワードをお知らせしてから原則２週間となります。

総合コース

介護分野の事業所（または介護分野に参入しようとする事業所）において人事・労務等を担当する管理職または事業所の管理者等

受講料

受講料はテキスト代を含め無料です
受講者には、受講証明書を発行します
※講習を最初から最後まで受講された場合

受講料 無料

公益財団法人介護労働安定センター
石川支部
〒920-00907
金沢市青草町88番地
近江町いちば館5階
お申し込み・お問い合わせはこちら↓
TEL 076-260-1561
FAX 076-260-1562

https://www.kaigo-koyoukanri-r8.mhlw.go.jp/

～受講をご希望の皆さまへ　下記お申込み手順等をご確認のうえ、お申込みください～

令和８年度介護労働者雇用管理責任者講習　受講申込書

①　受講申込方法について
ホームページからもしくは受講申込書に下記項目全てご記入（入力）の上、FAX又はメール等でお申込みください。
FAXの場合は、右記番号あてに本状をFAXしてください。**（FAX　076-260-1562）**
追って担当者より申込受付完了及び受講決定のご連絡を差し上げます。

②　留意事項
万が一、申込者数が定員を超えた場合や、やむを得ない理由により受付できない場合、中止となった場合等の際は、速やかにご連絡いたします。

FAXでのお申込み　**下記の必要事項にご記入のうえ、本紙をFAXで送信してください。**

FAX

公益財団法人介護労働安定センター　石川支部
ＦＡＸ　076-260-1562

FAX

下記の項目は受講に必要な情報となりますので、ご記入漏れのないようお願いいたします。

希望コース	eラーニング講習　（総合コース）	
受講者名	フリガナ	役職をご記入ください。
法人名		賛助会員の確認欄 （該当項目に○）
事業所名		会員　・　非会員
住所・連絡先	〒	TEL FAX
E-mail※	※オンラインによる参加の場合、視聴に必要なURLを送信しますので、必ずご記入ください。	
同意事項	本セミナーリーフレット等に記載の「受講における禁止事項及び注意事項」に同意しますか。（同意する場合は、右欄にチェックをお願いします。）	□　同意する
貴事業所の状況について	□　開設３年未満　□　従業員数50人未満	
雇用管理責任者の選任状況について	□　選任している　□　選任していない　□わからない　※　選任している場合を除き、講習受講後改めて選任状況をお伺いします。	
主なサービスの種類について	□　介護老人福祉施設　□　介護老人保健施設　□　通所介護（デイサービス） □　訪問介護　□　訪問看護　□短期入所生活介護（ショートステイ）　□　居宅介護支援 □　認知症対応型共同生活介護（グループホーム）　□　その他（　　）	

＜受講における禁止事項及び注意事項＞ ※以下の禁止事項等にご同意いただけない場合は、動画の視聴はできません。

◆禁止事項◆
●本講習の視聴用URLとパスワード等の第三者への転用、貸与。●本講習のSNS上への掲載。●本講習における著作権を侵害する行為を行うこと。●本講習の録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロードおよび資料の無断複写や転用、転載等。

◆注意事項◆
●講習の視聴の際、インターネット利用環境等についてのご質問はお受け出来かねますので、予めご了承ください。
●受講に必要な機材や通信費は受講者様でご負担ください。スマートフォン等による視聴は、パケット通信料定額制に加入していない場合、特にご注意ください。
●講習の視聴の際、PCウイルス感染した場合、当センターで責任は負いかねますので、視聴する端末等のセキュリティ対策は受講者様で行っていただくようお願いします。なお、受講者様の機材や通信環境が原因でPCウイルスに感染し損害が発生した場合、当該受講者様に賠償責任を取っていただくことがあります。

※当センターのプライバシーポリシーに基づき申込書等の内容は、厳重に管理し、ご本人の了解なしに第三者へ提供されることはありません。
※お問合せ先等は、本案内の１枚目をご確認ください。

１６　その他

１　市外の被保険者が市内の総合事業（第一号事業所）を利用する場合について

金沢市外の被保険者である利用者が、金沢市内の第一号事業所を利用するには、予め、該当する保険者（当該被保険者に被保険者証を交付している自治体）の新規指定を受けておく必要があります。指定を受けずにサービス提供をすると、介護報酬の請求ができませんので、ご注意ください。なお、サービス提供開始前に、必ず介護保険被保険者証にて保険者の確認をしておくことを推奨します。

指定を受けるには、該当する自治体にて必要書類や提出期限等の確認を行ってください。

２　共生型サービスの推進について

共生型サービスとは、高齢者と障害のある人や障害のある児童とが同一の事業所でサービスを受けやすくするために導入された制度です。

介護サービス事業所であれば、障害福祉サービス事業所の指定も受けやすくするという特例が設けられました。

対象となるサービスは、訪問介護、通所介護（地域密着型を含む）、及び短期入所生活介護等で、それぞれに対応する障害福祉サービス事業所等の指定を受けることができます。

例えば、障害福祉サービス等においては、短期入所サービスの整備が最優先とされています。介護保険サービス事業の短期入所生活介護に相当するサービスが、障害福祉サービスの「共生型短期入所」に該当しますが、介護保険サービス事業である指定短期入所生活介護事業所の設備基準を充足していれば、同「共生型短期入所」の基準も充足するものとして、指定が受け易くなっています。

ただし、障害福祉サービス等の種類によっては、既に必要な供給量が確保できていると都道府県等が認める場合、総量規制（定員増を伴う指定を拒否すること）を実施している場合もありますのでご留意ください。

介護保険サービス事業所が共生型の障害福祉サービス等の指定を受ける場合の詳細につきましては、金沢市障害福祉課までお問い合わせください。

共生型サービスについて（金沢市ホームページURL）
https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/9325.html

金沢市福祉健康局障害福祉課　事業者管理係
ＴＥＬ：（０７６）２２０－２０１８
電子メール：syoufuku@city.kanazawa.lg.jp

３　要援護者ごみ出しサポート事業について

金沢市では、家庭ごみを地域のごみステーションに出すことが困難な世帯を対象に、ご自宅の玄関先等に出されたごみを指定のごみステーションまで運搬する事業（ごみ出しサポート事業）を実施しています。

居宅介護支援事業所においては、当該事業を利用者の日常生活全般を支援するサービスの一つとしてご活用いただき、よりよいケアマネジメントを行っていただきますようお願いいたします。

（１）ご利用できる方

①　要介護１以上に該当する方
②　身体障害者手帳４級以上（視覚障害・肢体不自由に限る。）に該当する方
③　精神障害者保健福祉手帳２級以上に該当する方
④　療育手帳Ｂ（Ｂ１に限ります。）以上に該当する方

※同居者がいる場合は、**同居者全員**が①から④までのいずれかに該当することが必要となります。
※**親族や近隣住民の方、及びその他訪問介護員等により、ごみステーションに家庭ごみを搬出する協力が得られている場合は、対象となりません。**

【集合住宅にお住いの場合】

・事前に集合住宅の管理者から、共用スペースにごみやボックスを置く許可を得てください。
・オートロックマンションにお住いの場合、オートロック外の共有玄関にごみを出すことについて管理者から許可を得てください。
・オートロックの外にごみを出すことが不可能な場合、収集に伺った際に一度インターフォンにて呼び出しますが、時間の指定はできません。
・呼び出し時に不在の場合（インターフォンに出られなかった場合）は、次回の収集となります。

（２）事業の概要

①　運搬方法

自宅の玄関先等に出されたごみを地域のごみステーションに運搬します。

※午前８時 30 分までにごみを出すことができない場合は、次回の収集となります。

②　収集するごみの種類と収集日

・　燃やすごみ（※訪問調査時にどちらかを選択。）

→　お住まいの地区の収集日が火・金曜日の場合、どちらかの週１回

→　お住まいの地区の収集日が月・木曜日の場合、どちらかの週１回

- 燃やさないごみ　→　お住まいの地区の月１回の指定日
- あきびん　→　お住まいの地区の月１回の指定日
- 資源回収ごみ　→　お住まいの地区の月２回の指定日

※ごみは分別方法に従って適正に分別のうえ、収集場所に出してください。
※有料粗大ごみ６６品目など、有料戸別収集については、**対象外になります**ので、通常どおり戸別収集受付センターに申し込んでください。

③　安否確認（希望者のみ）

運搬等のためご自宅にお伺いした際、指定の場所にごみが出ていなかった場合は、インターホン等によりお声かけをします。応答がない場合は、緊急連絡先に連絡します。

（３）運搬開始までの流れ

①　申請書の提出

申請書に必要事項をご記入の上、下記の提出先に持参又は郵送してください。

※代理の方（ケアマネジャー、ホームヘルパー、支援相談専門員等）でも申請できます。

②　訪問調査

市の職員が申請者のご自宅を訪問し、運搬等にあたっての打合せを行います。

※代理の方が申請された場合は、代理の方に立会いをお願いすることがあります。

③　収集開始

訪問調査の結果、事業の対象に決まりましたら、運搬開始日等を通知の上、サービスを開始します。

詳細につきましては、金沢市ごみ減量推進課までお問い合わせください。

金沢市環境局ごみ減量推進課　ＴＥＬ：（０７６）２２０－２３０２
ＦＡＸ：（０７６）２６０－７１９３

４　ヤングケアラーについて

日常的に家族の介護や日常生活上の世話を過度に行っている等の状態にあるこども・若者（いわゆるヤングケアラー）については優先的に支援を行う必要性があります。ヤングケアラーを発見した際には、具体的な支援方法の一つとして、本人が担っているケアを介護保険サービス等の外部サービスで代替していくことが求められます。

介護保険最新情報 Vol.1275 介護保険サービスの支給事務等においてヤングケアラーを把握した場合の対応等について
https://www.mhlw.go.jp/content/001263366.pdf

（１）同居家族等がいる場合の生活援助サービスの取扱い（訪問介護）

訪問介護において、利用者に同居家族（ヤングケアラーも含む）がいるというだけで、一律に生活援助を利用できないという認識は適切ではありません。同居家族等のやむを得ない事情を考慮し、家事が困難な場合に、適切な介護サービスが提供できるよう配慮することが必要です。ヤングケアラーが担っている家事や介護を前提としたサービス提供になっていないか、関係機関で認識を共有しておくとともに、ヤングケアラーの介護負担を十分に考慮し、必要な介護サービスが受けられるよう、ご協力をお願いします。

（２）特定事業所加算の見直しについて（居宅介護支援）

令和6年度介護報酬改定において、特定事業所加算（居宅介護支援）に、多様化・複雑化する課題に対応するための取組を促進する観点から、「家族に対する介護等を日常的に行っている児童（ヤングケアラー）や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること」が要件に追加されました。利用者に対し、適切なケアマネジメントを実施するために、必要な知識・技術を習得するよう努めてください。

（３）ヤングケアラーを発見した場合の相談先

18歳未満のヤングケアラーを発見した場合は、こども相談センターにご相談ください。
※（別紙3）「知ってますか？ヤングケアラー」参照

金沢市こども相談センター（金沢市児童相談所）
ＴＥＬ：０７６―２４３－４１５８　（平日９時～17 時 45 分）
ＦＡＸ：０７６－２４３－１１２３
電子メール： kodomo-soudan@city.kanazawa.lg.jp

（４）その他（金沢版ヤングケアラー支援マニュアル）

本市では、学校や福祉サービス事業者、民生委員児童委員など、こどもに関わることが多い関係機関を対象として、金沢版ヤングケアラー支援マニュアルを作成しました。金

沢市ホームページに掲載しております。支援の参考にご活用ください。

金沢版ヤングケアラー支援マニュアルURL
https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kodomosodancenter/gyomuannai/1/21859.html

５　障害者控除について

身体障害者手帳等の交付を受けていない６５歳以上の高齢者で、障害者に準ずると認められる方について、所得税及び個人住民税（地方税）の障害者控除対象者の認定を行います。障害者に準ずる者として認定を受けることにより、所得税・個人住民税（地方税）の控除を受けることができます。

令和８年分（本年分）の申請受付を令和８年１２月１日（火）から開始しますので、利用者及び家族に対して、生活相談などを実施される際は、制度の周知や申請についてご協力をお願いします。

（１）対象となる方

＜令和８年分＞

・令和８年１２月３１日現在６５歳以上で、認知症や肢体不自由等の障害があり、
・令和８年分の収入から所得税を徴収されている方（徴収される見込みの方）
（住民税については令和８年分の収入により令和９年度に住民税を徴収される見込みの方）

※扶養親族が６５歳以上の場合は、扶養親族が認知症や肢体不自由等の障害がある場合に対象となります。

＜令和３年～令和７年分＞　※既に障害者控除を受けている場合は、申請の必要はありません。

・それぞれの年において１２月３１日現在６５歳以上で、
・認知症や肢体不自由等の障害があり、
・収入から所得税を徴収されていた方（住民税については翌年度に住民税を徴収されていた方）

※令和３年分については、令和８年１２月３１日までに確定申告をする必要があります。

（２）受　付

受付場所：金沢市役所 第一本庁舎１階 福祉と健康の総合窓口

・申請には、申請書、本人確認書類、印鑑（自署の場合は省略可）をご持参ください。
・郵送での申請も可能です。介護保険課までお電話いただければ、申請書を郵送しま

す。

・申請書は市民センター・福祉健康センターでもお渡しできますし、金沢市のホームページからもダウンロードできますのでご利用ください。

金沢市ホームページ　障害者控除対象者認定申請書
https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/shinseishodownload/8305.html

６　ご質問の受付について

金沢市では、日々、介護サービス事業者の皆様方からご質問を頂いております。

加算や運営基準等に関するご質問は、**電子メール・ＦＡＸ等をご利用くださいますよう**、ご協力をお願いいたします。

※介護保険課は、介護保険料の納付や介護認定審査会等、様々な業務を所管しており、せっかくお電話で質問をお伺いしても、回答可能な職員が不在である場合も多いのが現状です。またお電話ですと、ご質問の内容が正確に伝わらない懸念もございますので、可能な限り電子メール等をご利用ください。

※内容によっては、国への照会が必要になったり、多くのご質問をお受けしていることで、回答までにある程度の日数を頂くこともございます。何卒ご了承願います。

また、ご質問いただく前に金沢市条例や介護保険事業者向けＱ＆Ａ等の各種資料により確認できる場合もございますので、ご協力をお願いいたします。

金沢市福祉健康局介護保険課　　電子メール：kaigo@city.kanazawa.lg.jp
ＦＡＸ：０７６－２２０－２５５９

金沢市条例
金沢の介護保険　＞事業者向け情報＞介護サービス指定基準
https://www4.city.kanazawa.lg.jp/soshikikarasagasu/kaigohokenka/gyomuannai/1/1/3/9338.html

・厚生労働省ホームページ
ホーム　＞政策について　＞分野別の政策一覧＞福祉･介護＞介護･高齢者福祉＞介護サービス関係Ｑ＆Ａ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

７　電子メールアドレス変更等のご連絡のお願い

本市では、皆様との連絡や国・県からの通知の周知のために、新規指定書類等に記載の電子メールアドレス、電話番号、及びFAX番号を活用しております。

電子メールアドレス等を変更された場合は、介護保険課までご連絡下さいますよう、ご協力をお願いします。